

●香川県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成21年8月13日	吉永歯科医院	丸亀市飯野町東二533-5
平成21年9月1日	なの花薬局 丸亀店	丸亀市城東町2丁目9番27号
平成21年9月1日	なの花薬局 大川店	さぬき市寒川町石田東甲404-1
平成21年9月1日	なの花薬局 津田店	さぬき市津田町津田992-5
平成21年9月1日	なの花薬局 白鳥店	東かがわ市湊1831-6
平成21年9月1日	なの花薬局 松原店	東かがわ市松原962-1
平成21年9月24日	医療法人社団 尚和会 塩田歯科医院	仲多度郡琴平町榎井817番地17